

4 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

目次
前文
第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 基本的施策等（第7条—第21条）
第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条—第29条）
附則

北海道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである。
急速な少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少等により経済や地域社会の活力が低下することなど、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。
少子化には、晩婚化や未婚化などが深く関わっており、さらに北海道においては、核家族化が進んでいること、結婚や子どもを持つことに関して従来の考え方にとらわれない意識が高いこと、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備が不十分なことなどの要因が存在する。
また、こうした核家族化の進行や雇用環境などが、家庭や地域における子育てを支援する力の低下と相まって、子育ての不安の増大を招いており、児童虐待の増加など子どもの人権問題にも影響を及ぼしている。
このような状況の中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会を実現することは、北海道の重要な課題である。
私たちは、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指さなければならない。
このような考え方に立って、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現のために、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則
(目的)
第1条 この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。
(定義)
第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。
(基本理念)
第3条 少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
(1)子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。
(2)すべての子ども及び子どもを生み育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。
(3)家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互連携の下、社会全体で取り組むこと。
(4)保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
(5)地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。
(6)結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。
(道の責務)
第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。
(事業者の責務)
第5条 事業者は、基本理念のっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努め

るとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。
(道民の役割)
第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。
第2章 基本的施策等
(実施計画)
第7条 知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。
2 計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。
3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かなければならない。
5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。
(社会全体による取組の促進)
第8条 道は、少子化の現状及び要因、少子化が北海道の社会経済に与える影響等を把握し、道民、事業者等に広く周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進するものとする。
2 道は、家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等がそれぞれの責務又は役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努めるものとする。
(子どもの権利及び利益の尊重)
第9条 道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。
(地域における子育て支援体制等の充実)
第10条 道は、地域において子育てを支援する拠点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談することができる場の確保を促進するものとする。
2 道は、地域における子育てを支援する団体等の活動を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進するものとする。
3 道は、母子家庭及び父子家庭の子育てと仕事との両立が図られるよう、地域において就業支援及び生活支援を行う体制の整備を推進するものとする。
4 道は、養育に恵まれない子どもが健やかに成長できるよう、地域において養育支援及び自立支援を行う体制の整備を推進するものとする。
5 道は、発達の遅れ又は障害のある子ども及びその家族が必要な療育、相談等を受けられるよう、地域において発達支援を行う体制の整備を推進するものとする。
(保育サービス等の充実)
第11条 道は、子育てに関する多様な需要に対応した保育サービス等が提供されるよう、保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後において、希望する者を対象として行われる教育活動をいう。）、放課後における児童の健全育成に関する活動等並びに地域における子育ての相互援助に関する活動を促進するものとする。
2 道は、保育所への入所の需要に対応するため、市町村との連携の下、児童の計画的な受入れを促進するものとする。
3 道は、保護者の要請及び地域の実情に応じた多様な保育及び教育を提供できるよう、保育所と幼稚園との連携等を促進するものとする。
4 道は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、保育士等の資質の向上を促進するものとする。
5 道は、保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報を

提供する体制の整備を促進するものとする。

(雇用環境等の整備)

第12条 道は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとらわれない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するものとする。

2 道は、労働者の家庭と仕事との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発等を推進するものとする。

3 道は、若年者が自立して家庭を築くことができるよう、就業の支援体制の整備を推進するものとする。

(母子保健医療体制等の充実)

第13条 道は、母子の保健医療体制を充実するため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもを持つことを希望する者の不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するものとする。

(児童健全育成等の促進)

第14条 道は、子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等の整備、河川等自然環境を活用した遊び場の整備その他の子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健、教育、農林水産その他の関係分野の連携により、健全な食生活等に関する知識の普及等を促進するものとする。

4 道は、性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進するものとする。

(児童虐待防止対策の充実)

第15条 道は、児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進するものとする。

2 道は、児童虐待の防止対策を充実するため、地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係機関及び関係団体の連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 道は、子どもが結婚、子育て等に希望を持つことができるよう、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育、啓発等を推進するものとする。

2 道は、子どもが豊かな人間性をはぐくみ、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、地域特性を生かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進するものとする。

3 道は、家庭及び地域社会における教育を充実するため、家庭、学校及び地域社会との連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進するものとする。

4 道は、いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会等との連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(生活環境の整備)

第17条 道は、子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進するものとする。

2 道は、子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生き育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進するものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 道は、子どもを生き育てる者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第21条 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

(設置)

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 少子化対策に関係する団体の役職員

(3) 事業者(法人にあっては、その役職員)

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年12月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過することにより、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)